

新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)  
策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき、新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)(以下「実行計画」という。)を策定するため、新潟市地球温暖化対策実行計画(地域推進版)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 新潟市における温室効果ガスの削減目標に関すること。
- (3) 市民・事業者・行政による温室効果ガスの削減に資する対策及び施策に関すること。
- (4) その他地球温暖化対策に関すること。
- (5) 気候変動の適応に関すること。

(構成員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が依頼し、任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 事業者代表者
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(役員)

第4条 委員会には委員の互選により定める次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じ委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は公開を原則とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、新潟市環境部環境政策課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。